

前回までの審査会でいただいた主な御意見（別表 2 について）

No	御意見の趣旨	回答等
4-0-1	<p>内容の記載で「～への影響」、「～に係る影響」、「物そのもの」を書いているところがあります。「物そのもの」というのは、例えば「温室効果ガス」や「廃棄物」で、温室効果ガスも「温室効果ガスの気候変動への影響」とは書けないから、このようにしているのかとは思いますが、どういう考え方で整理をしているのかが分かりづらいです。特に「騒音」、「振動」、「悪臭」については「～に係る影響」になっていますが、いかな表現かなと思っています。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>「～への影響」と「～に係る影響」は、何かに影響を及ぼす場合と、その物自体を扱っている場合で整理しています。「係る」をどう表現したら良いかというのは悩ましいところですが、「～への影響」と表現しにくいところがあり、こういった形になっています。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p><u>影響を及ぼす場合は「～への影響」、物そのもの場合は「～」とし、物自体の影響を扱っている場合は「～の影響」と表現を見直しました。各項目の別記の「1 (1) 環境影響評価の対象」で、対象とするものを記載することで趣旨が伝わるようにしています。</u></p> <p>(10/16 審査会)</p>
全般 4-0-2	<p>「土地の改変と工作物の設置・撤去」をしっかり出している場合と、「等」だけを付けている場合、「事業の実施」と書いている場合の3パターンがあります。</p> <p>例えば「温室効果ガス」は「事業の実施」と書いていて、「緑地」などは「土地の改変又は工作物の設置等」としていますし、一般廃棄物は「施設の供用等」としています。どう使い分けているか、使い分ける必要があるのかという点を確認したいです。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>「温室効果ガス」については、土地の改変又は等々としようかとも思いましたが、スコop 3まで対象にし得るとなると、その場所で行われるものだけでもないと思い、一番包括的な表現になっています。</p> <p>全ての「土地の改変」、「工作物の設置・撤去」、「施設の供用」と並べて書くものと、「等」で含ませているものと、「等」を取っているものという3段階で事務局としては整理しています。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p><u>3段階で整理し、「土地の改変」、「工作物の設置・撤去」、「施設の供用」は影響を与える行為として記載しています。具体的な項目選定の考え方は、各項目の別記の「1 (2) 項目選定する事業の考え方」に記載することで明確化しています。</u></p> <p><u>「温室効果ガス」については、供用時を含めたあらゆる場面を考えて「事業の実施による～」としていましたが、No. 4-1-1の御意見も踏まえ、分かりやすさの観点から「土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による～」に見直しました。</u></p> <p>(10/16 審査会)</p>
4-0-3	<p>全体として、「土地の改変」と「工作物の設置等」、「施設の供用」が多く記載されていますが、技術指針本編では積極的に非選定も考えてくださいと言っています。ここで具体的に特定してしまうと、書いてないところはあまり考えなくなるのではないかと懸念しています。できるだけ可能性のある幅広い考え方ができる表現が必要ではありませんか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p><u>「土地の改変」、「工作物の設置・撤去」、「施設の供用」は影響を与える行為として記載し、項目選定の考え方は、各項目の別記の「1 (2) 項目選定する事業の考え方」に具体的に記載することで明確化するという構成にしています。メリハリの観点でも見直しをしていますが、必要以上に狭めないように考えています。</u></p> <p>(10/16 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
全般	4-0-4 <p>「緑地」だけではなくて「水循環」で、例えば舗装面の性状の変更というのがありますが、これは土地の改変に該当すると、あまり考慮しにくい部分でもあるのかと思います。「存在」でより出てくるような感じもしますが、いかがですか。</p> <p>まず揚水を書いておくしかないと思いますが、土地の改変と揚水だけなのかと思いました。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>事業全体として捉えたときに、土地の改変に当たると考えております。工作物の設置など施設の存在でも影響はあると思いますので、表現について検討します。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p><u>御意見を踏まえ修正しました。「土地の改変」、「工作物の設置・撤去」、「施設の供用」は影響を与える行為として記載していますので、区分としては「工事中」と「存在・供用時」の両方を含んでいます。各項目の別記に項目選定の考え方は「工事中に～」、「存在・供用時に～」と記載し、明確化しています。</u></p> <p>(10/16 審査会)</p>
	4-0-5 <p>「環境影響評価項目」と「細目」の関係について、「環境影響評価項目」が単なるその項目名称でラベルとして扱われている場合と、「悪臭」、「低周波」、「電波障害」のようにマイナスを提示する場合と、両方あります。</p> <p>環境影響評価項目ではラベルとして、「悪臭」というよりは例えば「におい環境」のように価値判断が含まれない書き方として、細目ではプラスやマイナスの要因を書く方が、全体としての整理が良いかと思います。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>環境影響評価法の名称等と合わせている項目もありますが、もう一度見直したいと思います。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p><u>今回「風害」を「風環境」に変更した理由は、本項目では局地的な風向、風速の変化に伴う強風現象の出現を対象としており、竜巻や台風による工作物の損傷等との誤認を避けるためです。</u></p> <p><u>その他については、環境影響評価法の環境要素の区分との整合も考慮し、変更していません。</u></p> <p>(10/16 審査会)</p>
	4-0-6 <p>気候変動対策は温室効果ガスのみであるように感じます。</p> <p>環境基準が設定されているような汚染と、環境影響の緩和は分けて考えたほうが分かりやすいと思います。「浸水」と「緑地」は関係があり、「浸水」の適応的な部分は気候変動への適応になってきます。上位の施策を関連づけられるかと思います。</p> <p>別表2の「基本的な考え方」で「気候変動」という言葉が出ているため、もう少し発展させられることがあると感じます。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>「気候変動への対策」として、ヒートアイランドは気候変動の影響だけではありませんが、ヒートアイランドを項目化する場合、「気候変動への対策」の温室効果ガスの次に位置付けると分かりやすいと考えています。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p><u>今回の見直しにおいて、「気候変動への対策」の項目については温室効果ガスとヒートアイランドを対象に検討しています。いただいた御意見は重要な視点として将来の改正に生かしたいと考えています。</u></p> <p><u>なお、ヒートアイランドに関しては引き続き検討中のため、本日の技術指針改定案（素案）別表2には反映していません。次回以降に方向性を説明します。</u></p> <p>(10/16 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
全般	4-0-7 ヒートアイランドをどう評価するか難しいと思いますが、横浜市の政策課題であり、市環境科学研究所で検討されたりもするというように、対策が必要な項目ということもありますので、可能な限り項目化はした方が良く考えています。 技術については要検討だと思います。こういったものは対応する必要性の提示と、それから具体的にどう提示するかという2段階あると思いますので、対策の必要性の提示という観点からは項目化自体は目指した方がいいと思います。 (3/22 審査会)	<u>ヒートアイランド</u> に関しては引き続き検討中のため、本日の技術指針改定案（素案）別表2には反映していません。次回以降に方向性を説明します。 (10/16 審査会)
	4-0-8 ヒートアイランドの項目を加える場合、「気候変動への対策」の中に入れるのではないかというお話がありました。対策は非常に近いものがあると思うのですが、スケールが異なるので、気候変動の中に入れていいのかというのが正直な感想になります。「気候変動への対策」にヒートアイランドを項目として追加した場合、緑地などの被る項目とどのように整理する予定ですか。 (3/22 審査会)	環境省の考え方としては、大気質の部分で扱う、排熱の量等でその項目を捉える場合には廃棄物ないし温室効果ガスのような負荷量を予測、評価するくくりで扱う、といった2通りの考え方が示されています。おっしゃったように関連する項目もあり、関連性を全て別表2の中で表現はしきれないところではあるので、検討します。 (3/22 審査会) <u>ヒートアイランド</u> に関しては引き続き検討中のため、本日の技術指針改定案（素案）別表2には反映していません。次回以降に方向性を説明します。 (10/16 審査会)
	4-0-9 (気候変動への対策の) 環境影響評価項目のところに、今、「温室効果ガス」しかありませんが、その表現を排熱ではないのですが、微気候の変動も含むような評価項目にして、仕分けていった方がいいという気もします。何が適切か、今ヒートアイランドの項目として評価項目として何をあげるかということもまだ出てないので、少し整理が必要です。 (3/22 審査会)	検討します。 (3/22 審査会) <u>ヒートアイランド</u> に関しては引き続き検討中のため、本日の技術指針改定案（素案）別表2には反映していません。次回以降に方向性を説明します。 (10/16 審査会)
温室効果ガス	4-1-1 気候変動の環境影響評価項目の内容のところの「事業の実施により発生する」の記載について、「事業の実施」はいつからいつまでを指していますか。 また、「事業の実施により」と書いたときに事業者がそこを読み取れるような配慮がなされますか。 (3/22 審査会)	配慮指針の配慮事項の趣旨を受けて、供用時を含めたあらゆる場面を考えています。 他と違うという点で、分かりやすいかどうかというところは改めて考えてみたいと思います。 (3/22 審査会) <u>供用時を含めたあらゆる場面を考えていますが、分かりやすさの観点から「土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による～」に表現を見直しました。</u> (10/16 審査会)
生物・生態系	4-2	

No	御意見の趣旨	回答等
緑地 4-3-1	<p>「工作物の設置等」と「等」が付いているのですけれども、工作物の設置は、工事をイメージしているのか、存在、供用の存在をイメージしているのですか。</p> <p>緑地の機能は、供用段階で、例えば森を育てていくなど、よりポジティブなことを行う場合は、供用も入ってくると思います。 (3/22 審査会)</p>	<p>「工作物の設置」は、設置に係る工事なしその存在を両方合わせたものです。緑地の「等」に供用が含まれており、緑地そのものは、利用される対象でもあるので、その緑地が利用されることでの影響について、想像しきれていなかったところでした。</p> <p>御指摘の森の育成といったポジティブな面をこの項目では評価することを考えると、供用という言葉がいいのかどうかありますが、そのニュアンスが含まれるように検討したいと思います。 (3/22 審査会)</p> <p><u>御意見を踏まえ、「土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による～」に表現を見直しました。</u> (10/16 審査会)</p>
水循環 4-4		
廃棄物・建設発生土 4-5		
大気質 4-6		
水質・底質 4-7-1	<p>地下水の水質は、あくまでも地下水の水質への影響となっていますが、「水循環」の方では、地下水と湧水と両方への影響となっています。湧水も必ずしもその量だけの問題ではなくて、湧水の水質も問題になる場合がありますので、この「水質・底質」の中の地下水の水質の中には地下水だけではなくて、湧水も水循環と同じように入れていいのではないかと思います。 (3/22 審査会)</p>	<p>湧水の水質は、現行と同様に「公共用水域の水質」で予測、評価します。記載方法については検討します。 (3/22 審査会)</p> <p>湧水の水質については規制基準等の目安がないことから、「水質・底質」の項目で明記しませんが、地下水の採水方法として湧水を採水する場合は「地下水の水質」、湧水の湧出や採水の仕方等によっては、地下水に限定されずに「公共用水域の水質」で扱う場合もあると考えています。 (9/18 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
土壌	<p>「土壌汚染」が「土地の改変による土壌汚染状況への影響」になっていますが、今までのアセスがそれを本当に対象にしていたか確認したいです。</p> <p>掘り出した汚染土壌が「土壌汚染」に入るのか、「建設発生土」に入るのかが不明確なので、これははっきりして、アセス対象に位置付けた方が良くと思います。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>土壌汚染、汚染土壌に関しては、「土壌汚染」の項目と「安全」の有害物漏洩の項目が該当すると考えています。</p> <p>「土壌汚染」の項目は、現に汚染土壌が生じている土地で行われる事業による影響ということから、土地の改変と限定して記載しました。</p> <p>また将来的に、例えば有害物の使用等がある汚染が生じるか生じないか、生じないようにするにはどうしたら良いかについては、安全の「有害物漏洩」で「工場等の稼働に伴う有害物等の取り扱い及び事故防止等安全確保の状況」があります。</p> <p>運搬等については、土地の改変等を踏まえてその処理の過程で配慮すべきものですが、現時点ではあまり明記していません。基本的に出てきた汚染土壌に関しては、ここで見るという考えです。</p> <p>(3/22 審査会)</p>
	<p>「土壌汚染」で予測、評価するのであれば、「建設発生土」と同じように「土地の改変又は工作物の設置・撤去により場外に搬出される汚染土壌」を記載した方が良くはないですか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>検討します。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p><u>別記「土壌」の予測項目にて、「搬出する汚染土壌の量」を記載し、予測、評価の対象であることを明示しました。</u></p> <p>(10/16 審査会)</p>
	<p>工場などの排水で、水質や土壌の汚染が起こるか否かというのは、土壌については「安全」よりも「土壌汚染」の項目ではないですか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>排水に関しましては、地下浸透の防止措置とかを取られる前提があると考えていて、そういった措置を踏まえて「有害物漏洩」というところで対象としたらどうかと考えています。</p> <p>(3/22 審査会)</p>
	<p>土壌汚染は土壌汚染を引き起こす事象として、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の違法な埋め立て、製品の漏洩があります。一般的に土壌汚染は起きてしまった土壌汚染をどうするのかからスタートすることで整理したほうが良いと思います。有害な性質を有する製品等の漏洩は「安全」の方です。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>(現行の別表2の)根拠法を見ると、環境基本法やダイオキシン特措法なども入っているので、未然防止の考え方に基づく土壌汚染対策が想定されていると思います。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p><u>施設の供用に起因する土壌汚染については「土壌」の項目で扱うこととし、「土地の改変又は施設の供用による～」としました。</u></p> <p>(10/16 審査会)</p>
4-8-2	<p>土壌汚染の対象として、施設を供用することによって起こる土壌汚染を予測、評価の対象とせず、「土地の改変」だけを対象とするのはよろしくないと思うので、検討してください。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	
4-8-3		
騒音	4-9	

No		御意見の趣旨	回答等
振動	4-10		
地盤	4-11-1	<p>「軟弱地盤上の盛土等による地盤沈下」とありますが、地滑りなどはどう扱いますか。地滑りは、「地盤」で扱う方がいいかと思いません。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>地滑りは、「安全」の「土地の安定性」で対象としています。</p> <p>そういった視点も踏まえて、再度検討します。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p><u>地滑りなどの傾斜地の崩壊又は地盤の変形等は、「土地の安定性」の項目で扱います。</u></p> <p>(10/16 審査会)</p>
悪臭	4-12-1	<p>悪臭防止法は工事中の臭いにも対応し得る法体系にはなっているため、「施設の供用」に加えて「土地の改変、工作物の設置・撤去」の概念を加えた方が良いのではないですか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>供用に「等」を加えるか検討したいと思います。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p><u>御意見を踏まえ、「施設の供用等」としました。</u></p> <p>(10/16 審査会)</p>
	4-12-2	<p>化学物質の影響が非常に注目されているため、項目を「化学物質」、細目名を「悪臭」とし、対象をもう少し広くしても良いのではないですか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>悪臭は化学物質だけではないため、悪臭防止法の対象物質を中心とした項目としています。</p> <p>(3/22 審査会)</p>
低周波音	4-13		
電波障害	4-14		
日影	4-15		
風環境	4-16		

No	御意見の趣旨	回答等
安全 4-17-1	<p>高層建築物における耐震性、災害発生時の被害の防止あるいは避難スペースをどうするかなど問題があると思います。 (3/22 審査会)</p>	<p>地震そのものを対象とした項目は記載がありませんが、「安全」の項目で、地震によって引き起こされる現象は扱っているところがあると捉えています。 (3/22 審査会)</p>
	<p>環境影響評価の対象がどこまでかの問題だろうと思います。災害発生時への対応について、技術指針の個々の項目の中に、関連する内容が少しずつ落とし込まれているような状況のため、各項目で十分に捉えられているかになると思います。 (3/22 審査会)</p>	
	<p>災害に関する対応は基本的に行政の責務です。実施する事業が、行政が行う災害対応の妨げにならないような配慮というのは環境配慮の中に入れてもいいと思いますが、事業者には責務を課するという形は難しいと思います。 (3/22 審査会)</p>	
	<p>災害時の避難スペースの確保等は民間と行政がうまく連携することは重要です。例えばガラスの落下は事業者の責任として対策はあらかじめ考えるところなので、個々の案件ごとに、特性に応じて懸念される場所は、審議の中で御指摘いただくということになるのかと思います。技術指針で一律にということにはならないのかもしれませんが。 (3/22 審査会)</p>	
	<p>地震発災時の被害を少なくするという意味で、「歩行者の安全」を（環境影響評価項目の）「安全」の方に加えられませんか。 (3/22 審査会)</p>	
地域交通 4-18-1	<p>実態に合わせて項目名を合わせるという意味から、「地域社会」を「地域交通」に変えることで良いと思います。 (3/22 審査会)</p>	—
	<p>別記の1(1)「ウ 歩行者の安全」について、交通に関しては、歩行者の安全が重要なのはもちろんですが、他に自転車の安全性も重要なので、「歩行者の安全」と限定的に書くよりも「交通安全」という表現にしてはどうかと思いました。 別表2の方も併せて「歩行者の」と書くよりは「交通安全」あるいは「歩行者等の安全」といった書き方が良いのではないかと思います。 (9/18 審査会)</p>	<p>現行の別表2の細目で、安全に関しては歩行者に限定して記載されています。現行のものをベースとして今回別記を作ったところで、「歩行者の安全性」と限定をした記載となっています。これを自動車も含めた安全性というところで、どこまで拡大できるのか、予測、評価の記載方法も含めて、改めて御相談させていただきたいです。 (9/18 審査会)</p> <p><u>別記と併せて検討します。</u> (10/16 審査会)</p>
景観 4-19		

No		御意見の趣旨	回答等
触れ合い活動の場	4-20		
文化財等	4-21		

※下線部は、審査会の場合では回答できなかった御意見に対する考え方です。